

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	安武本地域 (上野、本町、本村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 10日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

安武本地域は、集落営農組織と個人耕作者を中心に、米、麦、大豆、イチゴを主要作物として一部アスパラなども栽培している。現在は若手農業者や後継者が一定いるものの、将来的には、地域農業の担い手不足が懸念される。地域の農用地等は約133.4ヘクタールであり、耕作者は240名(平均年齢72歳)である。
地域内には一部基盤整備されていない不整形地や狭い農道があるため、自動走行機能を実装したスマート機械が十分に機能しない、また、大型機械が入らないなど、農作業効率の点で課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

将来の地域農業は、現状と同じく、米、麦、大豆、イチゴを主とした土地利用型農業及び園芸農業を想定している。限られた人数の若手農業者や後継者が地域の担い手の中心になっていくことを前提とすると、農地の集積、集約を図る必要がある。
また、今後、スマート農業の導入を推進していくためには、環境整備として畦畔除去などの取組みを積極的に検討、実施していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

安武本地域は、過去の基盤整備により地域の住宅地と農用地の棲み分けは行われているが、一部基盤整備されていない農地があり、農作業の効率化の観点から、その活用は検討の必要がある。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
米麦大豆などの土地利用型農業を考えると、集積・集約は必要であり、認定農業者や若手農業者を中心に検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の一部で基盤整備がされていない不整形地があるため、今後も活用していくかを検討し、整備の可否を判断していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修を活用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の中心作物がある米、麦、大豆、イチゴは年間雇用が厳しいため、短期での雇用としてインターネットサイトやハローワークなどを活用しているが、今後、農業支援サービスなどそれ以外の手法も検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①カモの被害があるため、今後、対策の検討が必要。
- ③スマート農業の活用のため、畦畔除去による大区画化に取り組む必要がある。